

市川市告示第173号

平成27年市川市告示第8号（建築基準法に基づく特定工程及び特定工程後の工程の指定）の一部を次のように改正し、平成27年10月1日から施行する。

平成27年8月31日

市川市長 大久保 博

三4 「第19条第1項」を「第115条の3第1号」に改める。